

厚生労働省発障 0531 第 4 号  
令和元年 5 月 31 日

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金  
交付要綱の一部改正について

標記の国庫負担金の交付については、平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号本職通知の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和元年 6 月 1 日から適用することとされたので、適正な実施に遺漏なきを期されるとともに、管内市町村(指定都市及び児童相談所設置市を除く。)に対し、周知された。

なお、本通知の改正は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号及び第 2 項の規定による入所又は入院の措置に係る費用徴収額の、令和元年 6 月の算定分から適用することとし、同年 5 月以前の算定分の取扱いについては、なお従前の例による。

また、本通知の改正の際現に入所又は入院している措置児童等の扶養義務者であって、本通知の改正後の算定基準に基づき徴収金基準額の算定を行った結果、徴収金基準額が増加するものについては、改正前の算定基準に基づき算定を行うこと。